

さいたまけん たぶん かきようせい きー ばー そん せつちようこう 埼玉県多文化共生キーパーソン設置要綱

しゆし (趣旨)

第1 外国人住民と行政等との間に立って橋渡しをする多文化共生キーパーソン（以下「キーパーソン」という。）を設置し、外国人住民に対する行政情報等の伝達や外国人住民のニーズの把握を行い、地域の多文化共生を推進する。

かつどう (活動)

第2 キーパーソンは、次の活動を行う。

- (1) 県や市町村などからの行政情報等を外国人住民へ伝達すること
- (2) 外国人住民に対し地域の生活情報やルールなどを伝達すること
- (3) 外国人住民の生活相談に応じること
- (4) 外国人住民からの行政に対する意見・要望などを県や市町村などに伝えること
- (5) 災害時における緊急情報の伝達及び外国人住民の安否確認に協力すること
- (6) その他、多文化共生の地域づくりに寄与すること

いしよく (委嘱)

第3 キーパーソンは、活動の趣旨を理解し積極的に取り組む意欲を持つ者の中から市町村等が推薦した者を知事が委嘱する。

2 キーパーソンは、再委嘱することができる。ただし、前項の市町村等の推薦は要しない。

いしよくきかん (委嘱期間)

第4 キーパーソンの委嘱期間は、委嘱の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。

2 キーパーソンが次の各号のいずれかに該当したときは、委嘱を取り消すことができる。

- (1) キーパーソンから辞退の申出があったとき
- (2) キーパーソンとしてふさわしくない行為があったとき
- (3) その他やむを得ないと認められるとき

しゆひぎむ (守秘義務)

第5 キーパーソンは、外国人住民などのプライバシーを尊重し、その身上に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。キーパーソンをやめた後も同様とする。

2 県及び関係機関は、キーパーソンの個人情報の保護に十分配慮しなければならない。

かいぎとう (会議等)

第6 県は、事業の円滑な推進を図るため、連絡調整や情報交換を行う会議等を開催する。

とどけで
(届出)

第7 キーパーソンは、その行政情報資料の送付先（住所や活動場所の所在地）等に
変更が生じた場合は、別紙様式により知事に届け出なければならない。

ほそく
(補則)

第8 この要綱の実施に必要な事項は別に定める。

ふ そく
附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

ふ そく
附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

べっしやうしき
別紙様式

ぎやうせいじやうほうしりやう そふさきとうへんこうとどけ
行政情報資料の送付先等変更届

ねん がつ にち
年 月 日

(あて先)
さいたまけんちし
埼玉県知事

じゆうしよ
住所

しめい
氏名

つぎ ぎやうせいじやうほうしりやう そふさきとうへんこう とどで
次のとおり行政情報資料の送付先等に変更があったので、届け出ます。

ぎやうせいじやうほうしりやう 行政情報資料の そふさき 送付先	〒
でんわばんごう 電話番号	
ばんごう FAX番号	
めーるあどれす メールアドレス	
びこう 備考	

※ へんこう ことごとく きにゆう
変更のあった項目のみ記入してください。